

2024年 月 日

全国知事会
会長 村井 嘉浩 様

全日本自治団体労働組合
中央執行委員長 石上 千博

ジェンダー平等社会の実現を求める要請書

住民生活の向上にむけ、尽力されている貴職に敬意を表します。

さて、男女共同参画社会基本法に基づく「第5次男女共同参画基本計画」により、男女共同参画社会の形成にむけた取り組みが推進されています。連合は6月を「男女平等月間」としており、自治労も職場・地域におけるジェンダー平等社会の実現をめざして様々な取り組みを進めています。

2023年6月に閣議決定・公表された「男女共同参画白書」では、女性の8割以上、男性の7～8割が、女性に家事・育児等が集中していることが、職業生活において女性の活躍が進まない理由と考えています。2024年6月に発表された「ジェンダーギャップ指数」では、日本は146カ国中118位となっており、先進国の中では依然として最低水準にあり、さらなるジェンダー平等の推進が求められています。

つきましては、ジェンダー平等社会の実現にむけて下記の通り要請します。積極的な対応がはかれるよう特段の尽力をお願いいたします。

記

1. 「第5次男女共同参画基本計画」の推進

政府の「第5次男女共同参画基本計画」を踏まえて、現在の基本計画及び数値目標や工程表を見直し、達成状況について定期的なフォローアップを行うこと。

- 各都道府県内の全自治体において、男女平等参画条例・推進計画の策定が行われるよう必要な対策を講じること。
- 各都道府県における男女平等参画に関する施策の進捗状況について把握するとともに、その結果に関する情報提供など必要な措置を講じること。

2. 働きがいのある職場環境の整備

- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づいて策定した推進計画を確実に実行するよう促すこと。また努力義務とされている「市町村推進計画」の策定状況を把握するとともに、その計画策定を支援するよう促すこと。

- (2) 職務経験・実績を積むことにより、性別に関わりなく昇進の機会が平等に与えられるよう取り組んだ上での均等・公正な機会の確保を徹底し、男女間の賃金格差の解消や待遇改善に努めること。
- (3) 人事評価制度において、産休や育児休暇・休業の取得によってマイナス評価や不利益を被ることがないように周知を行うこと。
- (4) 第5次男女平等基本計画で掲げる2025年までに男性の育児休業取得率30%の目標達成にむけて、地方公務員においても育児休業の取得向上にむけたさらなる環境整備と意識の醸成をはかること。
- (5) 非正規労働者の均等待遇・処遇改善にむけた施策を推進すること。

3. ワークライフバランス社会の実現

- (1) 改正地方公務員育児休業法を受けて、男性職員の育児休業、育児参加のための休暇等、介護休暇取得の促進にむけ代替の配置など職場環境を整備すること。また、全国の先進事例を集約し、都道府県内の自治体、民間事業所に情報提供を行うよう促すこと。
- (2) 仕事と治療の両立にむけ、不妊治療休暇を取得しやすい環境のさらなる整備と制度の拡充、意識の醸成をはかること。

4. ハラスメントの防止にむけて

- (1) セクシュアルハラスメント、マタニティハラスメント、パワーハラスメント、ケアハラスメント、カスタマーハラスメントなどあらゆるハラスメントの根絶にむけて、職場・地域における対策の充実をはかること。
- (2) LGBTQ+についての理解を深めるための啓発を行うことに加え、性的指向や性自認に関する差別・ハラスメントの防止策を講じること。また、同性カップルが不利益を被ることがないようにパートナーシップ条例を制定すること。

5. 女性に対するあらゆる暴力の根絶

DV被害など一定の支援が必要な女性に対する相談窓口、一時避難、就労支援などの措置を拡充すること。また、それらの課題に対応できる人材の育成・研修を充実させること。

6. 困難な問題を抱える女性のための支援

2024年4月に施行された「困難な問題を抱える女性支援法」の内容について市町村への周知をはかるとともに、同法の基本方針に即して基本計画の策定を進め、困難な問題を抱える女性への支援体制を整備すること。

7. 地域における女性の権利向上

- (1) 学校や職場、地域社会におけるリプロダクティブ・ヘルス・ライツ（性と生殖の健康・権利）に関する知識の普及に努めること。
- (2) 「男女平等参画センター」など地域の男女平等推進機能を担う機関について、職員の配置をはじめ、一層の機能充実をはかること。

8. 政治分野における男女平等の実現にむけて

- (1) 政治分野における男女共同参画推進法の趣旨を踏まえて、啓発活動や環境整備など必要な施策を講じること。
- (2) 各都道府県が設置する公的審議会、各種行政委員会等への女性の登用を目標設定に基づいて進め、当面の最低目標値を30%とし、達成後は50%をめざすこと。

9. 選択的夫婦別姓制度の導入

実現を求める世論に応じて選択的夫婦別姓制度の導入にむけ、国に働きかけること。

以 上